

役員等報酬規程

社会福祉法人和みの会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和みの会（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事長代理、理事および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 常勤役員等に対する報酬は、理事長が別に定める。

(費用弁償)

第3条 法人の役員等が理事会及び評議員会ために出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(準用)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

(その他)

第5条 この規程の改廃を必要とするときは、理事会及び評議員会の議決を経てこれを行う。

付 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。